

09201

栃木県

宇都宮市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額 (万円以上)	従業員 (人以上)			
○栃木県の「とちぎ本社機能立地促進プロジェクト」の認定を受けた企業のうち、東京圏(東京都, 神奈川県, 埼玉県又は千葉県)から本市に本社機能を移転した企業		減税	○法人市民税(法人税割) 本社機能移転に伴って増加した従業員数で按分した法人税額 ○固定資産税 本社機能移転に伴って増加した資産(土地・家屋・償却資産) ただし、取得価額の合計額 3,800 万円以上(中小企業等は 1,900 万円以上) ○事業所税 本社機能移転に伴って増加した資産及び従業員の給与総額	3年間 1年目:90%減 2年目:75%減 3年目:50%減

〈補助金, 融資, 奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
宇都宮市企業立地補助金交付要綱	H18.4	(基本部分) ○市内の各工業団地, 工業専用地域, 工業地域又は準工業地域に工場等を新設・移設する宇都宮市が指定する業種(製造業, 特定サービス事業※, 物流関連産業, 完全人工光型植物工場, 木質バイオマス又は天然ガス等を燃料とする発電所を営む電気・ガス・熱供給業)の企業	企業立地補助金 ○取得した土地, 新設・移設した建物及びそれに伴って取得した設備に係る取得額の総額の3% ○限度額 1 億円(土地を賃貸借する場合は 7,000 万円)

		<p>※総合リース業, 産業用機械器具賃貸業, 事務機器器具賃貸業, 機械修理業, ソフトウェア業, 情報処理サービス業, 情報提供サービス業, 広告代理業, ディスプレイ業, 産業用設備洗浄業, 非破壊検査業, デザイン業, 経営コンサルタント業, 機械設計業, エンジニアリング業又は自然科学研究所</p> <p>○土地取得又は賃貸借後, 5年以内に操業開始</p> <p>○補助金の交付の決定日から10年以上操業</p> <p>○市内在住者を1名以上新規雇用</p>	
		<p>(上乗せ部分)</p> <p>○基本部分の対象地域に立地する宇都宮市が指定する業種(製造業のマザー工場, 環境・エネルギー分野, 医療・健康福祉分野, 研究所)の企業</p> <p>※大企業の場合, 市内在住者を2名以上新規雇用</p>	<p>企業立地補助金</p> <p>○土地取得額の25%及び設備取得額の3%(大規模上乗せ部分が適用対象となる場合は, 本上乗せは適用しない。)</p> <p>○限度額 基本部分と併せて2億円(土地を賃貸借する場合は基本部分と併せて8,100万円)</p>
		<p>(大規模上乗せ部分)</p> <p>○基本部分の対象地域に立地する宇都宮市が指定する業種(次世代モビリティ産業※)の企業</p> <p>※自動車関連産業, 航空宇宙関連産業, ロボット関連産業, 情報通信関連産業又はLRT関連産業</p> <p>○市内在住者を1名以上新規雇用</p> <p>※大企業の場合, 市内在住者を5名以上新規雇用</p>	<p>企業立地補助金</p> <p>○土地取得額の25%及び設備取得額の3%</p> <p>○限度額 基本部分と併せて10億円(土地を賃貸借する場合は基本部分と併せて1億6,900万円)</p>
<p>宇都宮市企業 定着促進拡大 再投資補助金 交付要綱</p>	<p>H18.4</p>	<p>(基本部分)</p> <p>○市内の各工業団地, 工業専用地域, 工業地域又は準工業地域に工場等を増設する宇都宮市が指定する業種(製造業, 特定サービス事業, 物流関連産業, 完全人工光型植物工場, 木質バイオマス又は天然ガス等を燃料とする発電所を営む電気・ガス・熱供給業)の企業</p> <p>○土地取得又は賃貸借後, 5年以内に操業開始</p> <p>○補助金の交付の決定日から10年以上操業</p> <p>○市内在住者を1名以上新規雇用</p> <p>○宇都宮市が指定する業種のうち, 宇都宮市リ</p>	<p>企業定着促進拡大再投資補助金</p> <p>○増設した建物とそれに伴って取得した設備の取得額の総額の5%</p> <p>○限度額 5,000万円</p>

		<p>ーディング企業※については、対象地域の制限なし</p> <p>※宇都宮市リーディング企業とは、市内に本社を置き、売上や雇用において一定の規模を有する企業のうち、企業間の取引などにおいて地域経済に貢献し成長性の高い企業として、宇都宮市が認定した企業</p>	
		<p>(土地取得上乗せ部分)</p> <p>○基本部分の対象地域において工場等を増設する宇都宮市が指定する業種等(製造業、特定サービス事業、物流関連産業、宇都宮市リーディング企業)の企業が、土地を取得した場合</p> <p>○市内在住者を1名以上新規雇用</p> <p>※大企業の場合、市内在住者を2名以上新規雇用</p> <p>※宇都宮市リーディング企業については、対象地域の制限なし</p>	<p>企業定着促進拡大再投資補助金</p> <p>○土地取得額の25%</p> <p>○限度額 5,000万円</p>
		<p>(新産業・施設機能上乗せ部分)</p> <p>○基本部分の対象地域において工場等を増設する宇都宮市が指定する業種(次世代モビリティ産業、環境・エネルギー分野、医療・健康福祉分野、研究所)の企業が、設備を取得した場合</p> <p>※大企業の場合、市内在住者を2名以上新規雇用</p> <p>※宇都宮市リーディング企業については、対象地域の制限なし</p>	<p>企業定着促進拡大再投資補助金</p> <p>○取得した設備の投下固定資産の額の5%</p> <p>○限度額 5,000万円</p>
宇都宮市中小企業高度化設備設置補助金交付要綱	H18.4	<p>○市内で事業を営む製造業または特定サービス業者</p> <p>○新設・増設した設備の1台(基)あたりの取得額が300万円以上</p> <p>※宇都宮市リーディング企業については、業種の制限なし</p>	<p>中小企業高度化設備設置補助金</p> <p>○技術の高度化・合理化を促進するために設置した設備の取得額の3%(小規模事業者は4%)</p> <p>○限度額 1,000万円</p>
宇都宮市本社機能立地支援補助金交付要綱	H29.4	<p>○栃木県の「とちぎ本社機能立地促進プロジェクト」の認定を受け、本市に本社機能を移転・拡充した企業</p> <p>○補助金の交付の決定日から5年以上操業すること</p>	<p>【賃借料補助】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務用駐車場借上料の1/2以内 ・限度額は3年間で50万円以内 <p>【改修費補助】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居に際して要した内装改修費、照明設置費、間仕切設置費の合計額の1/10

			<p>以内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・限度額は1回限り100万円以内 <p>【雇用補助】</p> <p>①基本部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本社機能の移転・拡充により増加した従業員のうち、転入雇用者又は新規雇用者一人当たりにつき20万円 <p>②新卒上乘せ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本社機能の移転・拡充により増加した従業員のうち、学卒3年以内の転入雇用者又は新規雇用者一人当たりにつき10万円上乘せ補助 <p>③女性雇用応援上乘せ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本社機能の移転・拡充により増加した従業員のうち、転入雇用者又は新規雇用者女性一人当たりにつき10万円上乘せ補助 <ul style="list-style-type: none"> ・限度額は1回限り①②③の合計額2,000万円以内
宇都宮市オフィス企業立地支援補助金交付要綱	H30.4	<p>○「事務職」を雇用する事務所を、本市内の次の</p> <p>①②いずれかの区域に新設又は増設する企業</p> <p>①基本区域 市街化区域全域</p> <p>②重点区域 宇都宮市立地適正化計画において配置した「都市機能誘導区域（ICT集積区域を除く。）」</p> <p>③ICT集積区域 宇都宮市立地適正化計画において配置した「高次都市機能誘導区域（情報通信業に属する事業を行う場合に限る。）」</p> <p>○対象業種は以下のとおり 建設業、製造業、電気・ガス・熱供給業、特定サービス事業、物流関連産業、運輸業、金融保険業、不動産業、学術研究、専門・技術サービス業、教育・学習支援業、情報通信業、職業紹介・労働者派遣業、コールセンター</p> <p>○対象となる規模は以下のとおり ・オフィスを単独で立地する場合：6人以上</p>	<p>【賃借料補助】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務所賃借料と業務用駐車場借上料の合計額の1/3以内（重点区域においては1/2以内） ・①及び②の限度額は3年間で250万円以内 ・③の限度額は3年間で600万円以内 <p>【改修費補助】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居に際して要した内装改修費、照明設置費、間仕切設置費及び通信回線工事費の合計額の1/10以内 ・限度額は1回限り100万円以内 <p>【雇用補助】</p> <p>①基本部分</p> <ul style="list-style-type: none"> 転入雇用者又は新規雇用者のうち正規雇用者一人当たりにつき10万円、非正規雇用者一人当たりにつき5万円 <p>②新卒上乘せ</p> <ul style="list-style-type: none"> 転入雇用者又は新規雇用者のうち学卒

		<ul style="list-style-type: none"> ・オフィスを工場等と併設して立地する場合:21人以上 ○その他の要件については以下のとおり ・賃貸借してから2か月以内に操業を開始すること ・補助金の交付の決定日から5年以上操業すること ・新規従業員を1名以上雇用すること ・事務所において事務職の女性の割合が2割以上であること 	<p>3年以内の雇用者一人当たりにつき 10万円上乗せ補助</p> <p>③女性雇用応援上乗せ</p> <p>転入雇用者又は新規雇用者のうち女性一人当たりにつき 10万円上乗せ補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・限度額は 1 回限り①②③の合計額 2,000 万円以内 <p>【税額補助】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・②及び③へ新設又は増設する場合, 法人市民税(法人税割)相当額の 1/2 以内 ・限度額は3年間で 100 万円以内 <p>【通信回線使用料補助】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・③へ新設又は増設する場合, 事業の用に供する専用通信回線の使用に要した費用の 1/2 以内 ・限度額は3年間で 250 万円以内
--	--	--	---

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
あがた駅南産業団地企業立地促進助成金交付要綱	H29.4	次の要件をすべて満たし、市長の指定を受けたもの。 ①あがた駅南産業団地の土地を栃木県企業局から取得したもの ②市税を完納していること ③原則として土地売買契約締結日の翌日から3年以内に事業を開始し、操業開始日において、大企業 10 人(中小企業5人)以上の正社員を常時雇用しているもの ④事業所が廃棄物を処理する施設、又は同施設に相当すると認める施設ではないこと ⑤その他市長が定める要件を満たすもの	※同一の事業に対し、当要綱に基づく補助と足利市中小企業及び小規模企業振興条例施行規則に基づく補助を併用することはできません。
		<建物建設助成金> 土地代金及び工事代金の全額の支払いが完了していること	操業開始後、操業開始日までに新設した事業所の固定資産評価額 100分の2 上限なし
		<企業立地促進助成金> ○建物建設助成金に該当すること ○当該年度末までに納付すべき固定資産税及び都市計画税を完納していること	操業開始後、対象となる土地・工場等及び工場等の償却資産に係る固定資産税及び都市計画税相当額を次のとおり補助する (1)事業所の主たる用途が製品等の製造を行う場合 操業開始日の属する年度の翌年度以降初めて固定資産税及び都市計画税が課された年度から5年間 100分の100 上限なし (2)前号以外の場合 ア 操業開始日の属する年度の翌年度

		<p>以降初めて固定資産税及び都市計画税が課された年度から起算して3年間</p> <p>100分の100</p> <p>上限なし</p> <p>イ アの規定する期間の翌年度から起算して2年間</p> <p>100分の50</p> <p>上限なし</p> <p>※償却資産への補助は、補助対象事業を実施する際に導入したもの(操業を開始した月の前後3か月以内に導入した償却資産)に限り対象</p> <p>※償却資産の単独導入は対象外</p>
	<p><雇用促進助成金></p> <p>○対象者</p> <p>(1)足利市に住民票がある者</p> <p>(2)雇用保険の被保険者(期間の定めのない正社員のみが対象)</p> <p>ア. 新規雇用</p> <p>・操業開始から1年以内に雇用した者で、6か月以上継続して雇用した者</p> <p>イ. 移転による雇用</p> <p>・操業開始以前に指定事業者で1年以上雇用されている者</p> <p>・操業開始から1年以内に足利市に転勤及び転入し、6か月以上継続して雇用及び足利市に居住した者</p>	<p>雇用者1人につき20万円</p> <p>※対象者が次のいずれかに該当するときは、1人につき6万円を上乗せ</p> <p>(1)新規学卒者</p> <p>(2)親族の移転を伴う者</p> <p>(3)過去に市民であった者</p>
	<p><勤労者福利厚生促進助成金></p> <p>(一財)両毛地区勤労者福祉共済会に加入し、その入会金及び会費を指定事業者が支払ったこと</p>	<p>操業開始後、操業開始日以降2年以内に支払った入会金及び会費の合計金額</p> <p>上限なし</p>

足利市中小企業及び小規模企業振興条例	H23.4		<企業立地促進事業>	<企業立地促進助成金>
	H31.4 改正	改	<p>○対象者 中小企業者等</p> <p>○対象施設 原則として自ら使用することを目的として取得する工場、倉庫、研究所等</p> <p>○対象業種 日本標準産業分類に分類される製造業、道路貨物運送業、自然科学研究所に分類される業種等</p> <p>○対象用地 足利市内の産業団地または工場等の用に供することが可能な用地で 1,000㎡以上のもの</p> <p>○対象建築物 固定資産税評価額が 1,000万円以上で対象用地内に立地する工場等</p> <p>ア. 新規に土地を取得する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下の(1)から(3)のいずれかの要件を満たすこと (1) 工場等を新築により取得 <ul style="list-style-type: none"> ・土地取得後3年以内に操業すること (2) 工場等を売買により取得 <ul style="list-style-type: none"> ・土地取得後1年以内に操業すること (3)工場等を賃借 <ul style="list-style-type: none"> ・土地取得後1年以内に操業すること <p>イ. 元々所有する土地又は土地を賃借する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)工場等を新築・増築・売買により取得・増築の場合、増築部分の評価額が 1,000 万円以上であること ・工場等取得日から6月以内に操業すること 	<p>・補助対象となる工場等用地及び工場等に係る固定資産評価額に3%を乗じて得た額を課税初年度のみ補助</p>
			<p><雇用促進事業></p> <p>○企業立地促進事業に該当すること</p> <p>○対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)足利市に住民票がある者 (2)雇用保険の被保険者(期間の定めのない正社員のみが対象) <p>ア. 新規雇用</p>	<新規雇用助成金>

		<ul style="list-style-type: none"> ・操業開始から1年以内に雇用した者で、6カ月以上継続して雇用した者 イ. 移転による雇用 ・操業開始以前に当該中小企業者に1年以上雇用されている者 ・操業開始から1年以内に足利市に転勤及び転入し、6カ月以上継続して雇用及び足利市に居住した者 	<p>一名につき 12 万円 新規学卒者は6万円の上乗せあり <移転による雇用助成金> 一名につき 12 万円</p>
		<p><環境保全推進事業> ○企業立地促進事業に該当すること ○費用の全額の支払い</p> <p>緑化事業 (産業団地内)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工場立地法の適用を受ける工場等の場合、同法に定める緑地の配置基準等を遵守すること ・工場立地法適用外であり、緑化指導要綱の適用を受ける工場等の場合 ・緑化指導要綱の基準以上の緑地の設置 ・足利市との緑化協定の締結 <p>(産業団地外)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工場立地法の適用を受ける工場等の場合、同法に定める緑地の設置基準等を遵守すること。 	<p><緑化事業助成金> 事業費の 1/3 または 1,500 円/㎡を乗じた額のいずれか低い方の額 (限度額)500 万円</p>
<p>足利市中小企業及び小規模企業振興条例(足利市中小企業融資制度融資要綱)</p>	<p>H7.4 H31.4 改正</p>	<p>次の要件をすべて満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ①市内に工場(店舗)又は、事業所を有し(市外に本店がある法人では支店登記していること)、市内で同一事業を継続して1年以上営んでいるもの ②信用保証取扱業種(特定業種)を営む中小企業者 ③市税を完納しているもの 	<p><一般運転資金> 融資限度額 1,000 万円 期間(利率)3年以内 1.8% 5年以内 2.0% 7年以内 2.2% 保証料 2/3 補助</p> <p><一般設備資金> 融資限度額 2,000 万円 (所要額の 80%以内)</p>

			期間(利率)3年以内 1.8% 7年以内 2.2% 10年以内 2.5% 保証料 2/3 補助
		個人においては市内に住民登録を有する者、法人においては市内に本店又は支店、法人登録及び代表者の住民登録を有する者で市税を完納し、下記のいずれかに該当するもの ①市内で新たに開業するもの ②特許権や法律に基づく資格を生かして市内で新たに事業を開始するもの ③①又は②の条件を満たし、市内で新たに事業を開始して1年未満のもの ※個人法人ともに女性が代表者である場合、金利優遇対象	<独立開業資金> 融資限度額 運転、設備併せて500万円 (設備資金については所要額の80%以内) 期間(利率)5年以内 1.6% ※利用者が女性の場合は貸付利率を0.2%引下げ 保証料 全額補助

09203

栃木県

栃木市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
栃木市企業立地促進条例	H23.9 制定	<ul style="list-style-type: none"> ○投下固定資産額 1億円以上(物品の販売を行う施設は2億円以上) ○市内に住所を有する常用雇用者数 5名以上(物品の販売を行う施設は10人以上) ○用地取得後5年以内に操業を開始すること ○市税の完納 	<p>立地奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○交付額:固定資産税及び都市計画税相当額(限度額:総額3億円)※市内移転、敷地内建て替えの場合は、立地前後の税額の増額分のみを交付 ○対象施設:物品の製造、加工、修理、販売を行う施設、物流、情報サービス、研究開発を行う施設 ○対象区域:①市内の産業団地及び工業団地、②用途地域、③①②以外 ○交付期間:対象区域①②は5年間、対象区域③は2年間
		<ul style="list-style-type: none"> ○立地奨励金の要件を満たすこと ○宇都宮西中核工業団地の土地を事業主体から取得すること 	<p>用地取得奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○交付額:用地取得額の1/10の額
<p>栃木市中小企業者に対する融資に関する条例</p> <p>栃木市中小企業者に対する融資に関する条例施行規則</p>	H22.3	<ul style="list-style-type: none"> ○市内に事業所を有する中小企業者で、1年以上同一事業を営み、市税を完納し、かつ、その経営が健全で返済能力が確実であると認められる者 ○中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号に規定する中小企業者であること ※小規模企業者資金については、中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号までに規定する小規模企業者が融資対象となる 	<ul style="list-style-type: none"> ○中小企業設備合理化資金 <ul style="list-style-type: none"> ・限度額 2,000万円 ・利率(期間)1.6%(5年以内) 1.9%(7年以内) 2.1%(10年以内) ○中小企業経営安定資金 <ul style="list-style-type: none"> ・限度額 2,000万円 ・利率(期間)1.4%(3年以内) 1.6%(5年以内) 1.8%(7年以内) ○小規模企業者資金 <ul style="list-style-type: none"> ・限度額 1,250万円 ・利率(期間)1.4%(3年以内) 1.6%(5年以内)
栃木市中小企業緊急景気対策特別資金融資要綱	H22.3	<ul style="list-style-type: none"> ○市内に事業所を有する中小企業者で、1年以上同一事業を営み、市税を完納している者であって、次のいずれかに該当する者 	<ul style="list-style-type: none"> ○中小企業緊急景気対策特別資金 <ul style="list-style-type: none"> ・限度額 1,000万円(売上減少)

		<ul style="list-style-type: none"> ・融資申込前3月間又は6月間の月平均売上が前々年又は前年同期の月平均売上高の5%に相当する額以上減少している者 ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、融資申込前1月間の売上高が、前年同期の売上高の3%に相当する額以上減少し、かつ、その後の2月を含む3月間の売上高が前年同期の売上高の3%以上減少する見込である者 ・中小企業信用保険法第2条第5項第6号の規定に基づき市長の認定を受けた者 ・中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づき市長の認定を受けた者であって、危機関連保証を利用するもの <p>○中小企業信用保険法第2条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号に規定する中小企業者であること</p>	<p>1,000万円(金融機関破綻、合併等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利率(期間)1.0%(1年以内) 1.1%(3年以内) 1.3%(5年以内)
栃木市中小企業創業資金融資要綱	H22.3	<p>○市税を完納している方で、次のいずれかに該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一業種の企業に5年以上勤務(創業のため退職して1年以内の者を含む。)し、その技術、経験を活かして創業しようとする者 ・法律に基づく資格を有し、その資格を活かして創業しようとする方 ・市内で創業後1年未満の中小企業者で25歳以上の者 ・事業転換又は新分野に進出を図る中小企業者で、市内に1年以上事業所を有し、同一事業を1年以上営んでいる者 ・融資金額の3分の1以上の自己資金を有し創業しようとする者 	<p>○中小企業創業資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・限度額 500万円 ・利率(期間)1.6%(5年以内) <p>(申込人(法人の場合は、その代表者)が女性または若者(融資実行日時点の年齢が40歳未満)である場合は、0.2%引下げ)</p>
栃木市中小企業向け資金融資信用保証料補助金交付要綱	H22.3	<p>市の中小企業向け資金融資(設備合理化資金、経営安定資金、小規模企業者資金、緊急景気対策特別資金、創業資金)を受けた法人又は個人</p>	<p>保証料の全額補助</p>
栃木市新型コロナウイルス感染症対策中小企業緊急資金	R2.5	<p>○市内に事業所を有する中小企業者で、市税を完納している者であって、令和2年3月2日から令和3年3月31日までの間に次の</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の額:毎年1月1日から12月31日までの間に対象融資を実行する機関に対して支払った利子の合計額(栃木県が実

<p>利子補 助金交付要綱</p>		<p>融資を利用した者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栃木市中小企業緊急景気対策特別資金融資(新型コロナウイルス感染症の影響を受けて売上減少した者) ・令和2年度栃木県制度融資要綱に基づき栃木県が実施する融資(新型コロナウイルス感染症緊急対策資金又は新型コロナウイルス感染症対策パワーアップ資金に係るものであって、中小企業信用保険法第2条第5項第4号若しくは第5号又は同条第6項に該当する者に係るもの) <p>○対象融資について、他の自治体(栃木県を除く。)から同種の補助金の交付を受けていない者</p>	<p>施する新型コロナウイルス感染症緊急対策資金利子補給事業又は新型コロナウイルス感染症対策パワーアップ資金利子補給事業により交付された利子補給金相当額は除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助の対象期間:第1回目の利子の支払日の属する月の初日から起算して5年を経過する日まで
<p>栃木市産業財産権 取得費補助金交付 要綱</p>	<p>H23.8.24</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に主たる事業所を有し、引き続き1年以上事業を営んでいる中小企業者 ・産業財産権を取得した者 ・市税を完納している者 ・同一の産業財産権について、国又はほかの自治体から同種の補助金の交付を受けていない者 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費の3分の2に相当する額について特許権は 50 万円、実用新案権・意匠権・商標権は 10 万円を限度として補助する。 ・補助対象経費に含まれるのは、出願料・出願審査請求料・弁理士に支払う手数料である。
<p>栃木市新製品等開 発支援事業補助金 交付要綱</p>	<p>H24.3.26</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に主たる事業所を有し、単一または複数で研究開発を行う中小企業者 ・市内で引き続き1年以上事業を営んでいる中小企業者 ・市税を完納している者 ・同一の補助対象事業について、他の機関から同種の補助金の交付を受けていない者 	<ul style="list-style-type: none"> ・審査委員会を経て交付決定となった事業に補助金を交付する。 ・補助対象経費の2分の1に相当する額の補助金を、1件につき 100 万円を上限として交付する。 ・対象経費に含まれるのは、原材料の購入費・外注加工及び技術指導の受入れに要する経費・製品の測定及びデータ測定に要する経費・その他市長が必要と認める経費である。

09204

栃木県

佐野市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
佐野市企業立地促進条例	H23.12 (H24.4 施行)	製造、開発、加工、修理、物流、研究等を営む企業(法人) (新設) ○市内の工業団地及び都市計画法に規定する準工業地域、工業地域及び工業専用地域に工場等を新設(工業団地以外は、敷地面積が10,000 m ² 以上) ○投下固定資産(土地、家屋又は機械設備等)の一部又は全部を取得 ○投下固定資産の取得に要する費用2億円以上(全部取得) ○投下固定資産の取得に要する費用1億円以上(一部取得) ○常時従業員 10名以上 ○用地取得等から3年以内に工場等の操業開始(増改築) ○市内の工業団地及び都市計画法に規定する準工業地域、工業地域及び工業専用地域の工場等の増改築等 ○投下固定資産の取得に要する費用5,000万円以上 ○増改築等終了から6ヵ月以内の操業開始 ※工業団地以外では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に規定する廃棄物に係る事業を除く。	奨励金 ○固定資産税及び都市計画税の合算額に相当する額を補助 ○期間 5年間 奨励金 ○固定資産税及び都市計画税の合算額に相当する額を補助 ○期間 5年間
佐野市産業用地分譲促進条例	H23.12 (H24.4 施行)	(佐野市民新規雇用促進事業) ○新規工業団地に工場等を新設し、用地取得から3年以内に工場等の操業開始 ○事業開始日前後180日以内に本市に住民登録のある者を雇用すること	奨励金 ○該当者の1年間の雇用実績を対象に1人につき10万円(新卒者(卒業後3年以内)については20万円)

	○上記の者が1年以上継続して雇用する雇用保険法第4条第1項の被保険者であること	
	<p>(勤労者福利厚生促進事業)</p> <p>○新規工業団地に工場等を新設し、用地取得から3年以内に工場等の操業開始</p> <p>○(財)両毛地区勤労者福祉共済会に加入し、工場等従業員の福利厚生を図ること</p>	<p>奨励金</p> <p>○(財)両毛地区勤労者福祉共済会の入会金及び会費相当額</p> <p>○期間 2年間</p>
	<p>(工場見学促進事業)</p> <p>○新規工業団地に工場等を新設し、用地取得から3年以内に工場等の操業開始</p> <p>○見学者のための設備等を設置し、工場等の操業と同時に見学者受入の運用を図ること</p> <p>○(一社)佐野市観光協会に加入すること</p>	<p>奨励金</p> <p>○工場見学施設を有する工場等の建屋整備に要した費用の5%</p> <p>○限度額 100万円</p>

09204

栃木県

鹿沼市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
鹿沼市企業立地 促進事業補助金 交付要綱	H19.4	<p>〈工業団地立地奨励補助金〉</p> <p>宇都宮西中核工業団地及び鹿沼武子工業団地に立地する企業</p> <p>○栃木県土地開発公社又は鹿沼市から土地を新規取得した者で、かつ当該土地で最初に操業した者</p> <p>○常時雇用 5人以上</p> <p>○当該土地を取得、土地取得金額を完納し、土地売買契約日の翌日から5年以内に工場等を操業すること</p>	<p>補助金</p> <p>○用地取得額の1/10以内</p> <p>○操業開始した年度又はその翌年度の1回のみ</p>
		<p>〈工業団地立地促進補助金〉</p> <p>宇都宮西中核工業団地及び鹿沼武子工業団地に立地する企業</p> <p>○栃木県土地開発公社又は鹿沼市から土地を新規取得若しくは該当土地取得者との賃貸借により工場等を操業した者で、かつ当該土地で最初に操業した者</p> <p>○投下固定資産総額 1億円以上 (中小企業 5,000万円以上)</p> <p>○常時雇用 5人以上</p> <p>○当該土地を取得、土地取得金額を完納し、土地売買契約日の翌日から5年以内に工場等を操業すること</p> <p>○課税年度における納付すべき固定資産税を完納していること</p>	<p>補助金</p> <p>○新設又は増設した工場等の操業開始以降課税された固定資産税相当額、総額3億円を限度</p> <p>○期間 5年間</p>
		<p>〈工場適地立地促進補助金〉</p> <p>工場適地に立地する企業</p> <p>○対象区域内の 2,000 m²以上の土地に新設又は増設し操業開始(産業団地内において、土地を新たに取得し、又は賃貸借契約の日の翌日から3年以内に操業開始)</p> <p>○投下固定資産総額 2億円以上</p>	<p>補助金</p> <p>○投下固定資産額の2%以内 (年額上限 1,000万円)</p> <p>○期間 3年間</p>

		<p>(中小企業 5,000 万円以上)</p> <p>○常時雇用 20 人以上(中小企業 10 人以上)</p> <p>○工場団地立地促進補助金を併用していないこと</p>	
		<p>〈雇用創出補助金〉</p> <p>○工業団地立地促進補助金又は工場適地立地促進補助金の交付要件に該当していること</p> <p>○新設又は増設を行う工場等において、操業開始前3か月から操業開始後6か月までの間に新たに採用し、当該工場等に配置する雇用者のうち、新規常用雇用者が5名以上であること</p>	<p>補助金</p> <p>○新規市内在住常用雇用者1人あたり10万円を支給</p> <p>○操業開始した年度から起算して、1年以上継続雇用された年度の1回のみ</p>

09206

栃木県

日光市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
日光市工場等立地条例	H19.6	<p>1.対象事業者 製造業(廃棄物処理業を除く)、運輸業(道路貨物運送業、倉庫業及びこん包業)、卸売業及び小売業(配送の拠点となる施設)、情報通信業(情報サービス業及びインターネット付随サービス業)、農業(食物工場)を営む者</p> <p>2.交付要件</p> <p>(1)新設する工場等の敷地面積が3,000㎡以上又は建築面積が2,000㎡以上であること</p> <p>(2)操業開始から1年以内に、従業員の総数が常時10人以上となること</p> <p>(3)工場等を新設する前に市長から実施計画の認定を受けていること</p>	<p>工場等立地奨励金</p> <p>○当該工場の固定資産税相当額</p> <p>○限度額 1億円(課税免除額を含む。)</p> <p>○交付限度期間 5年間</p>
日光市雇用創出奨励金交付要綱	H27.3	<p>対象業種に該当し、市内に新設又は増設等をした事業所(賃借も可)で事業を開始し次の要件を満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新設等は敷地面積 3,000㎡以上又は建築面積 2,000㎡以上 ・増設は増加する建築面積が 2,000㎡以上 	<p>○事業開始日の6か月前から1年後までに雇用し、交付申請日において市に住所を有している者を6か月以上継続雇用している者のうち、新設は新規雇用者を5人以上、増設等は新規雇用者を1人以上雇用した場合に、雇用形態により雇用者1人当たり10万円または20万円を交付</p> <p>○6か月以上継続雇用されている新規雇用者のうち、有期雇用または無期雇用から正規雇用に変換された雇用者1人当たり10万円を交付、また、有期雇用から無期雇用に変換された雇用者1人当たり5万円を交付</p>

09208

栃木県

小山市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
小山市工業振興条例	H9.12 H30.4 一部 改正	(1)新設により工場等の資産に課せられる当該年度の固定資産税相当額が 300 万円以上のもの(移転又は増改築の場合、移転又は増改築により設置される工場等の規模から移転又は増改築前の工場等の規模を控除した部分が 300 万円以上増額したもの)	奨励金 ○期間 (1)3年間 (2)5年間 ○固定資産税及び都市計画税相当額
		(2)小山市等が造成した工業団地の用地を取得し、最初に立地する工場等であって、用地取得の日から5年以内に操業を開始すること	補助金 ○用地取得価額の 15/100
小山市中小企業者等に対する立地支援補助金交付要綱	H14.9	小山市等が造成した工業団地の用地を取得し、最初に立地する工場等であって、小山市工業振興条例の規定による融資を受け、下記のすべてに該当するもの (1)栃木県信用保証協会の保証を受けて市内金融機関から融資を受けたもの (2)取得面積が 1,000 ㎡以上であること (3)用地取得の日から3年以内に操業を開始すること (4)市税を滞納していない者であること	補助金 ○融資額のうち、5,000 万円までの信用保証料相当額(売買契約後、最初に操業開始するまでの間に1回限り交付)
小山市工業振興条例	H9.12	小山市等が造成した工業団地の用地を取得し、工場等を新築、移転又は増改築をするもので、下記に該当するもの (1)中小企業基本法に規定する中小企業者 (2)市長が特に認めるもの	融資 ○総事業費の規模により次のいずれか少ない額 事業費の 95%又は1億 5,000 万円 ○償還期間 15 年間(据置期間2年間)
小山市企業立地促進土地取得奨励金交付要綱	H18.3 制定 H18.4 施行	○民間所有の工業用地を取得し、同時に工場等を取得、新築、増設した者で、下記のすべてに該当するもの (1)工業用地の取得面積が 1,000 ㎡以上であ	奨励金 ○工業用地の取得に対する不動産取得税相当額 ○限度額 1,000 万円

		ること (2)用地取得の日から3年以内に操業を開始すること	
小山市企業立地促進借地借家奨励金交付要綱	H18.3 制定 H18.4 施行	○用地又は工場等を賃借し、工場等を操業した者で、下記のすべてに該当するもの (1)工業用地においては借地面積が 3,000 m ² 以上、工場等においては延床面積が 1,000 m ² 以上であること (2)賃借の日から2年以内に操業を開始すること (3)グループ企業(親会社、子会社、関連会社等)間での賃借でないこと (4)賃貸借間で資本提携していないこと (5)転賃借していないこと (6)契約期間が 10 年以上であること	奨励金 ○年間賃借料の 10/100 を翌年度より3年間交付 ただし、仲介手数料、登記手数料、敷金、権利金等は含まない ○限度額 各年 500 万円
小山市企業立地雇用促進奨励金交付要綱	H24.3.30	工場等の新設、増設をすることにより、新規雇用者等(市外の工場から市内の工場に転属をした者を含む)を雇用した者で、下記の全てに該当するもの (1)事業開始の日において、工場等を新設・増設を行うための投下資本額が 5,000 万円以上(中小企業は 2,500 万円以上) (2)事業開始の日から1年を経過した日において、引き続き市内に住所を有し、継続して雇用されている正社員である新規雇用者等が、10 人以上(中小企業は5人以上) (3)小山市雇用促進奨励金の交付を受けていないこと (4)市税の滞納がないこと	対象被雇用者1人につき 25 万円 交付限度額 2,500 万円
企業立地勤労者福利厚生奨励金	H30.4	工場等を新設する者で、下記の全てに該当するもの (1)工場等に勤務する従業員が事業開始日から2年以内に一般財団法人小山市勤労者共済サービスセンターの会員となり、かつ、その入会金又は年会費を交付対象企業が支払ったとき (2)市税を滞納していないこと	入会金及び2年分の会費

09209

栃木県

真岡市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
真岡市企業立地促進事業費補助金交付要綱	H10.4	市長が特に誘致する企業等で以下の要件にすべて該当すること (1)用地面積 1,000 m ² 以上取得 (2)用地取得から5年以内に操業 (3)固定資産税等の完納 真岡第5工業団地、大和田産業団地が対象	補助金 ○用地等投下固定資産総額の固定資産税相当額 ○1企業 3年間 ○限度額 3年で1億円
真岡市企業立地緑化促進事業補助金交付要綱	H18.4	市長が特に誘致する企業等で以下の要件にすべて該当すること (1)用地面積 1,000 m ² 以上取得 (2)用地取得から5年以内に操業 (3)操業開始から2年以内に緑化事業開始 (4)固定資産税等の完納 真岡第5工業団地、大和田産業団地が対象	補助金 ○緑化に要した事業費の 1/3 ○1企業 1回 ○限度額 500 万円
真岡市企業立地雇用促進補助金交付要綱		市長が特に誘致する企業等で以下の要件にすべて該当すること (1)真岡市企業立地促進事業費補助金の交付対象者となる要件を満たす。 真岡第1～5工業団地、大和田産業団地、商工タウンが対象	補助金 ○市民を新規雇用 ○1企業 1回 ○1人当たり 25 万円 ○限度額 1,250 万円
真岡市企業立地促進水道料金補助金交付要綱		市長が特に誘致する企業等で以下の要件にすべて該当すること (1)用地面積 1,000 m ² 以上取得 (2)用地取得から5年以内に操業 (3)水道料金、固定資産税等の完納 真岡第5工業団地、大和田産業団地が対象	補助金 ○水道料金の 30% ○1企業 3年間 ○限度額 各年 100 万円

09210

栃木県

大田原市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
大田原市企業誘致条例	H16.6	(1)医薬品、医療用具、医薬部外品、化粧品、特別用途食品の製造等に係る企業	奨励金 医療産業等立地奨励金
	H30.6(改正)	(2)工業団地、農工団地又は工場適地に5,000㎡以上の土地を取得又は賃借し、1,000㎡以上の事業所を新設又は賃借	○固定資産税相当額の10分の10以内 ○期間 5年間
	R2.3(改正)	(3)土地の取得後(賃貸借後)5年以内に事業活動を開始	○上限 1会計年度につき5,000万円
		(4)常時雇用の従業員10名以上	
		(1)福祉機器の製造等に係る企業	奨励金
		(2)工業団地、農工団地又は工場適地に1,000㎡以上の土地を取得又は賃借し、500㎡以上の事業所を新設又は賃借	福祉産業等立地奨励金
		(3)土地の取得後(賃貸借後)5年以内に事業活動を開始	○固定資産税相当額の10分の10以内 ○期間 5年間
		(4)常時雇用の従業員5名以上	○上限 1会計年度につき5,000万円
		(1)工業団地、農工団地又は工場適地に5,000㎡以上の土地を取得又は賃借し、1,000㎡以上の事業所を新設又は賃借	奨励金 企業等立地奨励金
		(2)土地の取得後(賃貸借後)5年以内に事業活動を開始	○固定資産税相当額の5分の4以内 (本社機能又は研究開発機能を有する事業者は10分の10以内)
		(3)常時雇用の従業員10名以上	○期間 5年間 ○上限 1会計年度につき5,000万円
		(1)ホテル営業又は旅館業法に係る企業	奨励金
		(2)暴力団員による不当な行為の防止に関する法律に規定する暴力団又は暴力団員でないこと、及び当該暴力団又は当該暴力団員と密接な関係を有する企業でないこと。	ホテル等立地奨励金
		(3)次の掲げる要件を満たすホテル又は旅館を新設又は増設していること。	○固定資産税相当額の10分の10以内 ○期間 5年間 ○上限 1会計年度につき5,000万円

		<ul style="list-style-type: none"> ・新設 用途地域内又は市長が特に必要と認める地域に土地を新たに取得、又は賃借して新築したものであって、客室が30室以上であること。 ・増設 市内で10年以上ホテル営業又は旅館営業している企業等であって、客室を10室以上増設し、増設後の客室が30室以上であること。 <p>(4) 常時雇用している従業員が5人以上であること。</p>	
--	--	--	--

09211

栃木県

矢板市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員 (人以上)			
農工地区 工業生産設備等取得価額 3,000 万円超	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
矢板市企業誘致条例	H15.9	○市内で対象施設の用に供する土地を購入した場合 (ただし、交付額が 2,000 万円を超える場合は、15 年以内の分割交付ができるものとする)	用地取得奨励金 ○対象施設の新設又は増設に対する投下固定資産額が 3,000 万円を超え3億円以下の場合、土地取得額の 10%
			用地取得奨励金 ○対象施設の新設又は増設に対する投下固定資産額が3億円を超え5億円以下の場合、土地取得額の 15%
			用地取得奨励金 ○対象施設の新設又は増設に対する投下固定資産額が5億円を超える場合、土地取得額の 20%(限度額1億円)
		○対象施設の事業開始日前 90 日から事業開始日後 90 日までの間に 10 人以上採用し、事業開始日以降1年以上雇用した場合 ○投下固定資産額が 3,000 万円を超えるもの ○市内に住民登録していること ○雇用保険被保険者であること	雇用奨励金 ○新規雇用者1人につき 20 万円とする
		○対象施設の用に供する 3,000 m ² 以上の土地又は延べ面積が 1,000 m ² 以上の家屋を賃借した場合	借地借家奨励金 ○対象施設が操業を開始した日の翌年度から3年間の各年度の賃借料(敷金、権利金その他これらに類する経費を除く)の 15%に相当する額とする

			ただし総額は4,000万円を限度とする
矢板南産業団地工業用水確保対策事業費補助金交付要綱	H18.04	矢板南産業団地のみ	補助金 ○用水型企業が使用した工業用水分に対し、1m ³ 当たり50円を超える額を補助する。(ただし、100円を限度とする)

09213

栃木県

那須塩原市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
那須塩原市企業立地促進条例	H29.3 (H30.12 改正)	<基本部分> ○対象者：日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)に掲げる産業のうち、市長が適当と認める産業を営む法人	
		[企業立地促進奨励金] ・新規雇用従業員を「新設」の場合には新たに5人以上、「増設・移転」の場合には新たに3人以上(ただし、従業員数が100人未満の場合は従業員数の3%以上)雇用すること。 ・企業立地に伴い取得した固定資産(家屋・償却資産)の評価額の総額が、「新設」の場合1億円以上、「増設・移転」の場合5,000万円以上であること。 ・立地に当たり、国、地方公共団体等から交付される補助金の額が、新たに取得した固定資産(土地・家屋・償却資産)の取得額の3分の1を乗じて得た額よりも少ないこと。	企業立地に伴い取得した土地・家屋・償却資産に係る固定資産税相当額(限度なし)を下記の期間まで交付 ○新設の場合 ・新規雇用従業員数が20人以上のとき：5年間交付 ・新規雇用従業員数が5人以上20人未満のとき：3年間交付 ○増設・移転の場合 ・新規雇用従業員数10人以上のとき：5年間交付 ・新規雇用従業員数が交付要件に定める人数以上のとき：3年間交付
		[賃貸借型企業立地奨励金] ・新規雇用従業員を新たに5人以上雇用すること。	・月額賃借料の1/2(限度額：10万/月)を24月分交付
		[雇用促進奨励金] ・企業立地促進奨励金、又は、賃貸借型企業立地奨励金の交付要件に該当すること。	・新規雇用従業員1人あたり10万円交付(限度額1,000万円) 【那須高林産業団地を市から取得した場合】 ・新規雇用従業員1人あたり30万円交付(限度額3,000万円)
		[用地取得奨励金] ・企業立地促進奨励金の交付要件に該当すること。 ・5,000㎡以上の土地を取得し、5年以内に操業を開始すること。	・用地の取得価格の10%を交付(限度額1億円) 【那須高林産業団地を市から取得した場合】

			・用地の取得価格の20%を交付(限度額1億円)
--	--	--	-------------------------

09214
 栃木県
 さくら市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
さくら市企業誘致 条例	H17.3 (R2.3 改訂)	(1)工場等立地奨励金 ○投下固定資産総額 5,000 万円以上 ○用地取得後5年以内の営業開始 ○固定資産税の完納 ○常用使用する従業員 5人以上	奨励金 ○固定資産税・都市計画税の相当額 (市の指定区域)、区域以外は 1/2 ○交付期間 5年 ○限度額 各年上限なし(市の指定区域)、区域外は各年1億円
		(2)ホテル等立地奨励金 ・投下固定資産総額 5,000 万円以上 ・用地取得後5年以内の営業開始 ・固定資産税の完納 ・常用雇用者5名以上 ・次の各号に掲げる場合に応じて当該各号に掲げる要件 (1)新設する場合 客室 30 室以上又は収容人員 100 人以上 (2)増設する場合 客室を 10 室以上増設し、かつ、増設後は客室 30 室以上又は収容人員 100 人以上	奨励金 ○固定資産税・都市計画税の相当額 ○交付期間 5年 ○限度額 各年上限なし
		(3)用地取得奨励金 ○工場等立地奨励金又はホテル等立地奨励金のいずれかの交付要件を満たしていること。 ○1,000 ㎡以上で土地を取得していること ○土地代金の支払いが完了していること(割賦の場合は契約に基づく一時金) ○用地取得後5年以内の操業開始 ○固定資産税の完納	奨励金 ○土地の購入額に 10/100 を乗じた額 ○交付期間 1年 ○限度額 1,000 万円(割賦により取得する場合は利息相当額を除く。)
		(4)賃借型工場等設置奨励金 ○工場等用地または工場等を賃借し、工場等を操業した者で、次のすべての要件に該当すること	奨励金 ○年間賃借ごとに 10/100 を乗じた額 ○交付期間 5年 ○限度額 各年 1,000 万円

		<ul style="list-style-type: none"> ・借地面積が工場等用地 3,000 m²以上、工場等の延べ床面積 1,000 m²以上 ・常用使用する従業員5名以上 ・賃借の日から2年以内に操業を開始すること ・親会社、子会社、関連会社等相互の間での賃借でないこと ・賃貸する者と賃借する者が資本提携をしていないこと 	
--	--	--	--

09215

栃木県

那須烏山市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
地域経済牽引事業のための施設で、一の施設の家屋、構築物、土地の取得価格の合計額が 10,000 万円超	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
那須烏山市中小企業振興資金融資規則	H17.10	<p>【運転資金、設備資金、省エネルギー化促進資金】</p> <p>次のいずれにも該当する中小企業者又は協同組合等</p> <p>(1)市内に事業所を有し、引き続き1年以上現在の事業を営んでいる者</p> <p>(2)法人にあつては商業登記を、個人にあつては市内に住民登録をしている者</p> <p>(3)市税等を滞納していない者</p> <p>※農・林・漁業、金融・保険業(保険媒介代理業及び保険サービス業を除く)風俗営業は対象外</p> <p>※他にも「創業資金」「事業承継資金」あり</p>	<p>融資</p> <p>○運転資金</p> <p>貸付金利 1.30%以内(1年以内)</p> <p>1.50%以内(3年以内)</p> <p>1.70%以内(5年以内)</p> <p>1.90%以内(7年以内)</p> <p>貸付限度 2,000 万円以内</p> <p>○設備資金</p> <p>貸付金利 1.70%以内(5年以内)</p> <p>1.90%以内(7年以内)</p> <p>2.10%以内(10年以内)</p> <p>貸付限度 2,000 万円以内</p> <p>○省エネルギー化促進資金</p> <p>貸付金利 1.50%以内(10年以内)</p> <p>貸付限度 2,000 万円以内</p> <p>※利率は年度毎に改定</p>
那須烏山市中小企業振興資金信用保証料補助規程	H17.10	○市の中小企業振興資金の融資を受けた者	<p>補助金</p> <p>○保証料の全額</p>
那須烏山市産学連携事業費補助金交付規	H25.4	○公的研究機関と連携して共同開発事業や販路拡大事業などを行う市内に事業所を有	<p>補助金</p> <p>○事業費の 1/2(限度額 50 万円)</p>

程		する事業者	
那須烏山市中小企業競争力強化支援事業補助金交付規程	H24.3	<p>○次のいずれにも該当する中小企業者</p> <p>(1)市内に事業所があり、市内で1年以上事業を営んでいる者</p> <p>(2)市内の事業所を対象として ISO 認証取得又はエコアクション 21 認証取得認証取得を行う者並びに自社名義による権利の取得を目的とする特許権等取得願を行う者</p> <p>(3)市税等を滞納していない者</p>	<p>補助金</p> <p>○取得・出願に係る経費の 1/2</p> <p>(ISO 認証取得 限度額 50 万円)</p> <p>(エコアクション 21 認証取得 限度額 30 万円)</p> <p>(特許権取得願 限度額 20 万円)</p> <p>(実用新案権、意匠権及び商標権取得願 限度額 10 万円)</p>
那須烏山市市外出店・イベント参加経費支援事業補助金交付規程	H24.3	<p>○市内に事業所を有し、引き続き1年以上現在の事業を営んでおり、市外で開催されるイベント等に商品や製品等を出店・出品する中小企業者で、次のいずれにも該当する者</p> <p>(1)法人にあつては商業登記をし、個人にあつては市内に住所を有している者</p> <p>(2)市税等を滞納していない者</p>	<p>補助金</p> <p>○イベント等への出展等に要する経費のうち、出展料、展示品輸送料、展示装飾費、渡航料の 1/2</p> <p>(限度額 10 万円)</p>
那須烏山市工場用地埋蔵文化財調査費補助金交付規程	H20.5	<p>○次の規模を満たす生産施設等の新設又は増設に伴い埋蔵文化財の発掘調査を要する対象事業認定事業者(那須烏山市企業の誘致及び立地を促進する条例の規定により対象事業の認定を受けた事業者)</p> <p>(1)生産施設等の新設の場合</p> <p>ア 敷地面積が 3,000 m²以上</p> <p>イ 投下固定資産額が1億円以上</p> <p>(2)生産施設等の増設の場合</p> <p>ア 敷地面積が 1,000 m²以上</p> <p>イ 投下固定資産額が 5,000 万円</p>	<p>補助金</p> <p>○埋蔵文化財の発掘調査(報告書作成を含む。)に係る経費のうち市長が必要と認めた経費に相当する額</p>
那須烏山市企業の誘致及び立地を促進する条例	H18.9	<p>○次のいずれにも該当する企業等</p> <p>(1)市内において対象事業(製造業等)を営み、又は営もうとする者</p> <p>(2)事業場の新設又は事業場の増設等に伴い、生産施設等の取得又は賃借を行う者</p> <p>(3)取得する生産施設等の取得価格及び賃借する生産施設等の評価額が 3,000 万円以上</p> <p>(4)事業場の新設又は増設等に係る生産施設等の操業を開始する時点における常時雇</p>	<p><企業立地奨励金>補助金</p> <p>○対象生産施設等に係る固定資産税相当額及び賃借料の 10/100 に相当する額(各年度の限度額 3,000 万円)</p> <p>○期間 事業場新設の場合 6年間 事業場増設の場合 3年間</p> <p><用地取得奨励金>補助金</p> <p>○事業場の新設に当たり取得した対象生産施設等の敷地となる土地の取得費の 10/100 に相当する額(限度額 1,000 万</p>

		<p>用従業員の数が3人以上</p> <p>(5) 市税等を滞納していない者</p> <p>(6) 環境保全、防災対策等に配慮するとともに、関係する法令等を遵守する者</p>	<p>円)</p> <p><周辺環境整備奨励金>補助金</p> <p>○事業場の新設において周辺公共施設の整備に要した経費の 50/100 に相当する額(限度額 3,000 万円)</p> <p><雇用促進奨励金>補助金</p> <p>○事業場の新增設に伴い市内在住者を常時雇用従業員として雇用した場合、1人につき 30 万円(人数基準あり、各年度の限度額 1,500 万円)</p> <p>○期間 事業場新設の場合 6年間 事業場増設の場合 3年間</p> <p><援助又は便宜の供与></p> <p>○関連公共施設の整備、普通財産の優先譲渡などの援助又は便宜の供与を行うことが出来る</p>
		<p>○従業員住宅の新增設等をしようとし、次の何れにも該当する企業等</p> <p>(1) 誘致地域等において対象事業を営み、又は営もうとする者</p> <p>(2) 従業員住宅の取得価格が 3,000 万円以上</p> <p>(3) 市税等を滞納していない者</p> <p>(4) 環境保全、防災対策等に配慮するとともに、関係する法令等を遵守する者</p>	<p><従業員住宅設置奨励金>補助金</p> <p>○対象住宅等に係る固定資産税相当額</p> <p>○期間 3年間</p>

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
下野市中小企業融資に関する条例	H18.1	<p>運転資金、設備資金、円滑化資金</p> <p>○次の(1)～(3)のいずれにも該当する中小企業者</p> <p>(1)市内に事業所を有し、引き続き1年以上現在の事業を営んでいる者</p>	<p>融資</p> <p>○運転資金、</p> <p>限度額 1,000 万円</p> <p>期間(利率):1年以内(1.2%以内)、</p> <p>3年以内(1.4%以内)、</p> <p>5年以内(1.6%以内)、</p> <p>7年以内(1.8%以内)、</p> <p>10年以内(2.1%以内)</p>
下野市中小企業融資要綱	H18.1	<p>(2)市税を完納している者</p> <p>(3)経営が健全で返済能力が確実であると認められる者</p>	<p>○設備資金</p> <p>限度額 2,000 万円</p> <p>期間(利率):3年以内(1.4%以内)、</p> <p>5年以内(1.6%以内)、</p> <p>7年以内(1.8%以内)、</p> <p>10年以内(2.1%以内)</p> <p>○円滑化資金</p> <p>限度額 1,000 万円</p> <p>期間(利率):3年以内(1.4%以内)、</p> <p>5年以内(1.6%以内)、</p> <p>7年以内(1.8%以内)、</p> <p>10年以内(2.1%以内)</p>
		<p>創業資金</p> <p>○次のいずれかに該当する者</p> <p>(1)運転資金等の条件(2) (3)に該当する者で、中小企業信用保険法施行令第1条に規定する業種に属する事業のうち、保証協会の保証対象業種を営もうとする者で、かつ、次のいずれかに該当する者</p> <p>ア. 同一の業種の企業に5年以上勤務した者で、営もうとする事業がその業種における技術又は経験に関連している者</p> <p>イ. 法律に定める資格を有し、これから営もうとする事業がその資格に関連している者。</p>	<p>○創業資金</p> <p>限度額 1,000 万円</p> <p>(うち、運転資金は 500 万円)</p> <p>期間(利率):3年以内(1.4%以内)、</p> <p>5年以内(1.6%以内)、</p> <p>7年以内(1.8%以内)</p>

	<p>ウ. 有効期限内の下野市の認定特定創業支援 証明書を取得し、新たに事業を始める者</p> <p>(2) 運転資金等の条件(2) (3)に該当する中小企 業業者で、市内に事業所を有し新たに事業を 開始してから1年未満の者</p>	
	<p>女性起業家創業資金 ○創業資金の条件を満たす、女性かつ代表者</p>	<p>○女性起業家創業資金 限度額 1,000 万円 (うち、運転資金は 500 万円) 期間(利率): 3年以内(1.2%以内)、 5年以内(1.4%以内)、 7年以内(1.6%以内)</p>
	<p>災害対策資金 ○次のいずれにも該当するもの (1) 市内に事業所を有し、引き続き1年以上現 在の事業を営んでいる者 (2) 市税を完納している者 (3) 次のいずれかの災害により過去1年以内に 市内で被害を受けたもので、事業用の資産 に被害を受け、経営の安定に支障をきたし ていると認められるもの ア. 激甚災害に対処するための特別の財政援 助等に関する法律の指定を受けた災害 イ. 災害救助法の適用を受けた災害 ウ. ア.及びイ.に準ずるものとして市長が認める 災害</p>	<p>○災害対策資金 限度額 2,000 万円 期間(利率): 3年以内(1.2%以内)、 5年以内(1.4%以内)、 7年以内(1.6%以内)、 10年以内(1.9%以内)</p>
	<p>事業承継支援資金 ・市税を完納している者 ・法人: 承継する中小企業者が市内に本社を 有すること 個人: 市内に事業所を有し、承継する者が市 内に住所を有すること。 ・経営が健全で返済能力が確実であると認め られるもの ・次のいずれかに該当すること (経営承継関連・・・親族承継、従業員承継) ・経営承継を 5 年以内に行う見込みを有し、支 援機関等の支援により事業承継計画書を作</p>	<p>○限度額 ・経営承継 3,000 万円 ・M&A関連 5,000 万円 (うち、運転資金 1,000 万円) ○融資期間 ・経営承継 運転 10 年、設備 15 年 ・M&A 運転 10 年、設備 20 年 ○期間(利率): 3年以内(1.2%以内)、 5年以内(1.4%以内)、 7年以内(1.6%以内)、 10年以内(1.9%以内)、</p>

		<p>成する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営承継を5年以内に行う見込みを有し、支援機関等の支援により策定した事業承継計画の実行に取り組む者 ・経営承継を行ってから1年を経過していない者で、支援機関等の支援により策定した事業計画に基づき経営の安定化及び事業の活性化に取り組む者 ・経営承継を行ってから1年を経過していない者で、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の規定による認定を受けた中小企業者 <p>(M&A関連・・・第三者承継)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式取得又は営業譲渡による承継により事業資産及び経営権を承継する者でM&Aの契約を締結した者。ただし、M&Aの当事者が、資本関係、役員構成、取引の実態等により、親子会社、関連会社と認められるものは除く。 ・M&A実施後1年を経過していない者で、支援機構等の支援により策定した事業計画に基づき、経営の安定化及び事業の活性化に取り組む者。ただし、M&Aの当事者が、資本関係、役員構成、取引の実態等により、親子会社、関連会社と認められる場合は除く。 	<p>15年以内(2.4%以内)、 20年以内(2.9%以内)</p>
<p>下野市雇用奨励金交付要綱</p>	<p>H25.3</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○下野市内に住所を有する「対象労働者」を雇用した市内に所在する事業所の事業主であること ○雇用保険適用の事業主であること ○1週間当たりの所定労働時間が、既に雇用している被雇用者の1週間当たりの所定労働時間と同程度である対象労働者を、常用雇用者(パートタイムの労働者を除く。)として期間を定めず、6月以上常用雇用している事業主であること ○対象労働者に対する、雇用保険、健康保険及び厚生年金に加入している事業主であること 	<p>○雇用奨励金 交付額:対象労働者1人につき20万円 限度額:一の会計年度において一の事業所につき100万円</p>

		<p>こと</p> <p>○対象労働者の雇用を開始した日の前日から起算して6月前の日から1年を経過する日までの間に解雇した労働者がいない事業主であること</p> <p>○市税等に滞納がない事業主であること</p> <p>※「対象労働者」とは、市内に住所を有し、60歳未満の者で、次の(1)～(4)いずれかに該当するもの。ただし、事業主の2親等以内の者を除く</p> <p>(1)公共職業安定所の紹介により正規雇用された者</p> <p>(2)公共職業安定所の紹介により職業訓練を受け、訓練を終了した者で、かつ、訓練を終了した日から雇用される日までの期間が1年以内である者</p> <p>(3)派遣労働者であった者で、当該派遣先の事業所において、雇い入れられた者</p> <p>(4)身体障害者手帳の交付を受けている者で、かつ、その障害程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める1級若しくは2級に該当するもの又は療育手帳の交付を受けている者</p>	
下野市工場誘致条例	H28.3	<p>○営利を目的として事業を行う法人又は個人で、市内に固定資産を有し、それぞれ交付要件に掲げる事項を満たすもの</p> <p>(1)投下固定資産総額 5,000 万円以上 100 億円未満</p> <p>・市税の完納</p> <p>・常用雇用者5人以上</p> <p>(2)投下固定資産総額 100 億円以上</p> <p>・市税の完納</p> <p>・常用雇用者 10 人以上</p> <p>(3)指定業種(日本標準産業分類による)</p> <p>09 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業</p> <p>16 化学工業 25 はん用機械器具製造業</p> <p>26 生産用機械器具製造業</p>	<p>補助金</p> <p>(1)補助率</p> <p>①指定地域・指定業種 10/10</p> <p>②指定地域・指定以外業種 1/2</p> <p>③指定地域以外・指定業種以外 1/3</p> <p>(2)年度限度額</p> <p>①指定地域 投下固定資産総額 ・5000 万円以上 10 億円未満 各年度 1,000 万円</p> <p>・10 億円以上 100 億円未満 各年度 5,000 万円</p>

	<p>27 業務用機械器具製造業 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業 30 情報通信機械器具製造業 31 輸送用機械器具製造業 39 情報サービス業 40 インターネット付随サービス 44 道路貨物運送業</p> <p>(4)指定地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準工業地域 ・工業地域 ・工業専用地域 ・既存の工業団地 ・公的機関による産業団地造成予定又は造成中の区域 ・工場立地法に基づく工場適地 ・市長が特に認めた地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・100 億円以上 各年度 1 億円 <p>②指定地域以外</p> <p>投下固定資産総額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5000 万円以上 10 億円未満 各年度 500 万円 ・10 億円以上 100 億円未満 各年度 2,500 万円 ・100 億円以上 各年度 5,000 万円 <p>(3)交付期間 3年間</p>
--	---	--

09301

栃木県

上三川町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
上三川町企業誘致等条例	H11.3	<p>1.上三川インター南産業団地に新增設するもの</p> <p>(1)新設時 用地取得から2年以内に建設工事に着工したもの 投下固定資産総額 1億円以上</p> <p>(2)増設時(操業から5年以内) 操業開始後、5年以内に工場等を増設するもの 投下固定資産総額 5,000 万円以上</p> <p>2.町内で継続して 10 年以上操業するものが 施設再整備するもの(老朽化、売電目的の太陽光発電等を除く)</p> <p>(1)施設再整備時 投下固定資産総額 5億円以上</p>	<p>奨励金</p> <p>1.(1)新設(2)増設 ○固定資産税相当額及び都市計画税相当額 ○期間 3年間</p> <p>2.(1)施設再整備 ○固定資産税相当額及び都市計画税相当額の 10 分の 9(上限1億円) ○期間 3年間</p>

09342

栃木県

益子町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
益子町企業等誘致 条例	H2.3 H25.9 改正	(1) 投下固定資産2,000万円以上従業員3人以上 (2) 増設で投下固定資産2,000万円以上従業員3人以上 (3) 規則で定める新エネルギーに関わる事業所及び研究施設または医療機器に関わる事業所及び研究施設	<p>奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○法人町民税または個人町民税及び固定資産税納付額の全額(増設の場合は、増設により増加した固定資産の額に限る。) ○期間 5年間 ○新規常用雇用者(町民3人以上) 一人当たり20万円 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>特別奨励措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○町が用地を取得し、その後無償で譲渡することが出来る(※要件(3)のみ対象) ○医療機関(歯科を除く)の新設については土地、建物の取得価格の1/3の額を助成することが出来る(上限3,000万円)

09321

栃木県

茂木町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
工業生産設備等取得価額 2,700 万円超	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
茂木町企業立地促進条例	H21.4	<ul style="list-style-type: none"> ○町の産業の振興及び雇用の促進に資するものであること ○当該事業所における新規雇用従業員数 5人以上 ○新設、増設のための投資額3,000万円以上 	補助金 ○固定資産税を基準とする助成 新設又は増設した当該事業所に対して課せられた固定資産税相当額 ○雇用増を基準とする助成 1人当たり 20 万円を乗じて得た額、1,000万円以内
茂木町工業用水補助金交付要綱	H23.9.20	グリーンパークもてぎ、もてぎコンストラクターズ村等に工業を立地し、水道使用料、町税を完納した事業者	補助金 工業用水分に対し、補助単価を乗じた額を交付 単価 正規雇用者 10 人未満 50 円 " 30 人未満 70 円 " 50 人未満 100 円 " 50 人以上 130 円

09344

栃木県

市貝町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
市貝町企業誘致促進条例	H23.3	<p>事業所の設置場所は町長が適当と認める地域であること。</p> <p>新設の場合は、開始日において、投下固定資本総額が3,000万円以上で、かつ、新規雇用の常用の従業員が1人以上であること。</p> <p>増設の場合は、開始日において、その増設に係る部分の投下固定資本総額が3,000万円以上で、かつ、新規雇用の常用の従業員が1人以上であること。</p>	<p>企業立地奨励金</p> <p>予算の範囲内で固定資産税の額に相当する額を交付。</p> <p>交付期間は、当該事業所の開始日以後最初に固定資産税を課すべき年度から3年度間とする。</p> <p>新設の場合は、固定資産税相当額以内、増設の場合は固定資産税相当額に2分の1を乗じて得た額以内とする。</p> <p>雇用奨励金</p> <p>引き続き1年以上新規雇用の常用の従業員を、1人以上雇用した場合、従業員1人につき20万円を乗じて得た額を予算の範囲内で、1回に限り雇用奨励金として交付。</p>

09361

栃木県

壬生町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
壬生町産業 振興条例	H18.3	【町内全域(みぶ羽生田産業団地及び惣社東産業団地除く)】 ○投下固定資産額1億5千万円以上 ○土地については、用地取得後3年以内に工場等の操業を開始する	産業振興奨励金 ○固定資産税相当額 ○期間 3年間 ○限度額 3年間の交付額の合計が1億円
		【惣社東産業団地】 ○投下固定資産額 1億5千万円以上 ○常用雇用従業員数 10人以上 ○用地取得後3年以内に工場等の操業を開始する	投下固定資産額奨励金 ○固定資産税相当額の1/3 ○限度額無し ○期間 3年間
		【みぶ羽生田産業団地】 ○投下固定資産額 1億5千万円以上 ○常用雇用従業員数 10人以上 ○用地取得後3年以内に工場等の操業を開始する	投下固定資産額奨励金 ○固定資産税相当額の1/3 ○限度額無し ○期間 3年間
		【町内全域】 ○3,000㎡以上の土地を栃木県から取得すること ○用地取得後3年以内に工場等の操業を開始する ○操業開始後、10年間継続して事業を営む	用地取得奨励金 【投下固定資産額 15億円/ha 以上】 ○用地取得額の10/100を交付 【投下固定資産額 15億円/ha 未満】 ○用地取得額の5/100を交付
		【町内全域】 ○工場を新設するもので投下固定資産額奨励金の指定事業者である ○町民の新規雇用者5名以上採用し、操業開始時から1年以上雇用する	雇用奨励金 新規雇用 ○正社員 20万円/人 ○限度額1千万円
		【町内全域】 ○工場を新設するもので投下固定資産額奨励金の指定事業者である ○1年以上雇用され、かつ、1年以上町内に住民票を有する転入者が5名以上 ○新規雇用の推奨金に該当する者及びこの奨励金の対象となったことのある者は交付対象外	雇用奨励金 定住促進 ○正社員 20万円/人、もしくは指定事業者が転入者の住居移転のために要した額のいずれか低い額

09364

栃木県

野木町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
野木町企業誘致条例	H18.12 H25.9 一部改正 R2.3 一部改正	施設設置奨励金	奨励金
		○投下固定資産額が3,000万円を超え10億円以下の場合	○対象施設の事業開始日後において新たに固定資産税が課されることとなる年度から3年間の各年度の固定資産税相当額とする ただし、総額は3,000万円を限度とする
		○投下固定資産額が10億円を超え100億円以下の場合	○対象施設の事業開始日後において新たに固定資産税が課されることとなる年度から3年間の各年度の固定資産税相当額とする ただし、総額は1億2,000万円を限度とする
		○投下固定資産額が100億円を超える場合	○対象施設の事業開始日後において新たに固定資産税が課されることとなる年度から3年間の各年度の固定資産税相当額とする ただし、総額は10億円を限度とする
		用地取得奨励金	奨励金
		○対象施設の用に供する土地を県、町等から取得し、かつ、取得の日から3年以内に操業を開始した場合	○用地取得額の15/100を乗じた金額とする ただし、用地取得面積は3,000㎡以上とし、1億5,000万円を限度とする
		借地借家奨励金	奨励金
○対象施設の用に供する3,000㎡以上の土地又は延べ面積が1,000㎡以上の家屋を賃借した場合	○対象施設が操業を開始した日の翌年度から3年間の各年度の賃借料(敷金、権利金その他これらに類する経費を除く)の10/100に相当する額とする ただし、総額は3,000万円を限度とする		
雇用促進奨励金	奨励金		
○対象施設の事業開始に必要な常時雇用従業員のうち、新規雇用従業員又は転属従業員を採用した場合	新規雇用従業員又は転属従業員1人につき10万円を乗じて得た額とする。 交付回数は、一の事業者につき、1回限りとする。 ただし、1,000万円を限度とする。		

09384

栃木県

塩谷町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
塩谷町企業立地促進条例	H28.3	町内に事業所(製造業、加工又は修理、販売を行うサービス業、物流又は研究開発を目的とした事業、研修施設または事務所等を営む事業)等を新設、増設した場合、以下の要件を具したもの ○投下固定資産総額が1億円以上(新設)、5,000万円以上(増設)のもの ○町内に住所を有する者を、10名以上正規従業員として、1年以上雇用するとき	立地奨励金 ○指定要件により納付した固定資産税(土地・家屋・償却資産)の1/2以内 ○限度額 500万円
			合併処理浄化槽設置補助 ○合併処理浄化槽の設置費の1/3に相当する額 ○限度額 300万円
			太陽光発電システム設置費補助金 ○設置費用の1/3に相当する額 ○限度額 300万円
			塩谷町民正規雇用補助 ○正規従業員1人につき3万円 ○限度額 100万円
塩谷町中小企業融資振興資金融資要綱	H15.12 H16.3 改正 H17.3 改正 H18.4 改正 H21.3 改正 H31.4 改正	町内に事業所を有する法人、又は町内に住民登録がある個人で、1年以上同一業務に従事している者	融資 ○運転資金又は設備資金 最高限度額を一企業者700万円以内とし、運転資金500万円以内、設備資金700万円とする。 別枠融資 ○運転資金又は本振興資金の借換資金 ○限度額 一企業者1,000万円

09386

栃木県

高根沢町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
高根沢町企業立地 促進補助金交付要 綱	H26.12	(対象地域)キリンビール栃木工場跡 地、ソフトリサーチパーク情報の森とち ぎ (対象業種) 栃木県企業立地・集積促進補助金及び 栃木県産業定着集積促進支援補助金 の対象業種 (補助対象) 新たに町内在住者を常用雇用者にした とき又は常用雇用者が町外から町内に 転入したときの雇用に係る経費	1人あたり 50 万円 上限1億円(200人)
高根沢町中小企業 振興資金融資要綱	S56.2	(1)資本金 2,000 万円以下 (2)従業員 20 人以下	融資 ○運転資金融資 限度額 2,000 万円 ○設備資金融資 限度額 3,000 万円

09407

栃木県

那須町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
那須町中小企業 振興資金融資規 則	S50.4	1. 町内で1年以上引き続き同一事業を営む中小 企業者 2. 町税を完納していること	融資 ○運転資金 融資限度額 1,500 万円 ○設備資金 融資限度額 1,800 万円 ○信用保証料 補助制度あり ○利子補給補助制度あり
		1. 町内で 1 年以上引き続き同一事業を営む中 小企業者 2. 町税を完納していること 3. 資金要件を満たしていること	融資 ○緊急景気対策特別資金 融資限度額 1000 万円 ○信用保証料 補助制度あり ○利子補給補助制度あり
・那須町企業誘 致及び立地促進 条例 ・那須町企業誘 致及び立地促進 条例施行規則	H23.12	資本金 1000 万円以上の法人が、物品の製造、 加工、修理、物流、研究開発に供することを目的 とした施設又は情報処理に供する施設を町内に 新築又は増設する場合で、次の要件を満たすも の ①投下固定資産額 5,000 万円以上 ②施設の建築面積 500 ㎡以上 ③新規地元雇用5人以上（正社員） ④5 年以内に事業活動開始	○企業立地奨励金 対象施設に係る固定資産税相当額を交 付 期間5年間 ○地域雇用創出奨励金 町内在住の常用雇用者 1 人につき 20 万 円を交付 操業初年度のみ 上限 1,000 万円 ○定期借地奨励金 事業用定期借地契約による年間賃借料 の 10%を交付 操業開始翌年度から5年間 ○事業用地取得奨励金 所有権移転登記した事業用地にかかる 不動産取得税相当額を交付 ○事業用地造成奨励金 1,000 ㎡以上の事業用地の造成費用の 30%を交付 操業初年度のみ 上限 3,000 万円
		再生可能エネルギー発電所で、次の要件を満た	○再生可能エネルギー発電所立地奨励

		すもの 1. 新規地元雇用5人以上（正社員） 2. 投下固定資産額 5,000 万円以上	金 対象施設に係る固定資産税相当額を交付 期間3年間 上限 5,000 万円
--	--	--	--

09411

栃木県

那珂川町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員 (人以上)			
工業生産設備等取得価額 2,700 万円超	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
那珂川町中小企業振興資金融資要綱	H17.10	①中小企業基本法第2条に規定する中小企業者で、町内に住所又は事業所を有し、1年以上同一の事業を営み、町税を完納している個人又は法人 ②那珂川町で創業、又は創業3年以内の事業者に対し貸し付けを行う	融資 ①運転資金 1,000 万円 ①設備資金 1,000 万円 ②創業支援資金 500 万円 ①②信用保証料の補助制度あり
那珂川町企業立地促進条例	H23.3	対象業種に該当し、町内に事業所を新設・増設・承継取得し、土地を除く投資額が3,000 万円以上であること	土地、建物、償却資産のうち事業のために直接使用されるものの固定資産税相当額の企業立地奨励金を5年間交付。
那珂川町企業立地促進条例	H23.3	上記企業立地奨励金の対象事業者で、1年以上雇用された常用雇用者(正社員)を5年以内に3人以上雇用すること	常用雇用者1人当たり 30 万円の雇用促進奨励金を交付(1人につき1回のみ)